

\*\*\*250201修正

# 役員旅費規程

社会福祉法人敬寿会  
特別養護老人ホーム  
しかまの里グループ

## 役員旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿会の法人役員、評議員等(以下単に「役員と評議員」という。)が会議、研修会、他施設の視察などの業務のため出務する場合の旅費の支給に関し必要な事項について定めたものである。

### (出務の定義)

第2条 この規程における出務とは、会議、研修会、他施設の視察などの業務のため役員が、理事長の命により地域を移動し、国内において旅行する場合をいう。

### (出務の目的)

第3条 出務の目的は、多くの場合、法人の開催する理事会、評議員会であるが、研修、講演会の出席など教育に関すること、行政、福祉団体などの説明会のこと、協議会、理事長会などの出席などがある。また、先進施設の見学など視察のための出務がある。

### (旅費の支給)

第4条 役員と評議員が出務したときは、旅費を支給する。

### (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊費とする。

2. 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じた旅客運賃により現に支払った旅客運賃を支給する。
3. 船賃は、水路旅行について、路程に応じた旅客運賃により現に支払った旅客運賃を支給する。
4. 航空賃は、航空旅行について、路程に応じた旅客運賃により現に支払った旅客運賃を支給する。
5. 車賃は、地域の移動、陸路(鉄道を除く)の旅行について、路程に応じ全行程を1km当たりの定額又は、実費により支給する。

ただし、施設の役員会(理事会、評議員会)に出務する場合の旅費は、定額で5,000円(平成23年3月現在)とする。

- ② 1 km 当たりの車賃の定額は、往復全行程の距離を合計し、1 kmにつき50円にて計算する。

6. 必要に応じて、高速道路料金、タクシー料金を支給する。現地でタクシーを使用する場合、タクシーを利用する場合は当然、運転手に対して領収証の発行を求めること。
7. 日当は、昼食代をまかなうための費用として、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給し、宿泊を伴う2日以上の場合に支給する。
8. 宿泊料は、別表(1)の規定により支給し、旅行中の当日の夕食、翌朝の朝食及び宿泊に要する経費に充てるための旅費として、旅行中の夜数に応じ、一夜当りの定額で支給する。すなわち、旅費には、当日の夕食＋宿泊費＋翌日の朝食を含む。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び日程・方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(理事長の許可)

第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行の為に現に要した日数で、理事長の認めた日数による。

(長期滞在の扱い)

第8条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数5日を超える場合(6日以上)は、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を定額から減じた額による。

(特急料金の支給)

第9条 鉄道賃の額は、普通旅客運賃及び次の各号1に規定する急行料金、特急料金、新幹線特急料金並びに座席指定料金による。

(1) 急行料金は、片道100km以上の場合。

(2) 特急料金(一般)は、片道200km以上の場合。

(3) 新幹線特急料金(一般)は、片道80km以上の場合。

参考	大阪	92km
	岡山	88km
	神戸	55km

(グリーン車の使用)

第10条 第9条の規程にかかわらず、理事長及び役員と評議員の鉄道賃、船賃、航空賃について、特に必要と認めるときはグリーン車の旅客運賃によることができる。

(宿泊料)

第11条 宿泊料の額は、別表(1)による。

(概算払い)

第12条 旅費は原則として旅行終了後、請求に基づき支払うものとするが、必要により旅行

前に概算額を支給することができる。

2. 概算払いをした場合は、帰任後ただちに精算しなければならない。

(例 外)

第13条 施設において予め宿泊場所及び旅程が特定された旅行の場合は、この規程の定めにかかわらず、それによる。

(その他)

第14条 この規程の運用に関し、この規程に定めのない事項は、理事長が別に定める。

2. この規程の改正は、役員と評議員の意見を聞いたうえ、理事会の議決を得なければならない。

\* この規定は、平成23年3月1日に制定する。

\* この規定は、平成25年2月1日に一部改定する。

別表(1) 日当、宿泊料など一覧表

区 分	日 当	宿 泊 料
役員、評議員	3,000円  <u>*日当は、領収書(レシート)がいない</u>	<u>15,000円まで</u> 実費額  夕食代 2,000円 朝食代 1,500円 を上限として宿泊費と 合計した額とする  <u>*宿泊費、食事代は、領収書(レシート)をもらうこと</u>

(1) 研修に付随する夕食の懇親会の費用は、施設よりの指示により代表として出席する場合、10,000円を上限に支給する。